4月 28 日以降の新生児に30,000円支給
～ かすがい新生児特別給付金 ～

1　概　要

国や愛知県独自の緊急事態宣言は解除されましたが、依然として新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した生活が余儀なくされ、子育てにおいても、普段とは異なる様々な負担が生じることが想定されます。こうしたなか、市独自の子育て支援として、国の**特別定額給付金の対象とならない令和２年４月 28 日以降に生まれた新生児について、一人あたり 30,000 円を支給**することとしました。

(1) 対象となる新生児

令和２年４月 28 日から令和３年３月 31 日までに生まれた者

※　対象の新生児については、先に発表した「かすがい子育て生活支援金（15,000 円）」の対象とならず、「かすがい新生児特別給付金（30,000 円）」の対象となります。

(2) 支給対象者

(1) の新生児の母または父

(3) 支給額

新生児一人あたり 30,000 円

2　予算額

78,170 千円

〔内訳〕　事業費　　75,000 千円（30,000 円×2,500 人（想定人数））

　　事務費　　3,170 千円（給付システム構築、郵送料、振込手数料）

問い合わせ　かすがい子育て生活支援金等事務室　TEL　0568－85－6329